

「書類が何も出て無いじゃないか！！」

と、税務職員。戦争帰りの荒くれ者。「全部出しています」と、私。絞り出すように答えた。終了後、疲労困憊で寝込みそうになった。開業直後。初めての税務調査の立会い。県下で一番若い税理士だった。あれから40年。数多くの税務調査を経験した。しかし、一番に思い出すのは「あの日」の出来事である。



(竹内)

中小企業者のための補助金

国の政策目標を達成するためには、民間事業者には、その目的にあった事業に広く取り組んでもらうことが重要です。補助金とは、そのような事業実施をサポートするために給付されるお金のことです。今回は、そうした補助金のうち、中小企業者向けのものを3つご紹介します。

○小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みを支援する補助金。計画の作成や販路開拓の実施の際、商工会議所・商工会の指導・助言を受けられます。申請にあたっては、最寄りの商工会議所・商工会へ事業支援計画書の作成・交付を依頼する必要があります。

○ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援。

○中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業

設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、高効率な省エネ設備(空調、工業炉、給湯など)での更新を支援。

補助金は、返還する必要のない事業資金であり、中小事業者には嬉しい制度である反面、その原資が税金であることから、国等の審査機関の審査をパスする必要があります。

また通常、年度の予算がなくなり次第終了するため、受付期間に間に合うよう早くから情報収集しておく必要があります。上記の補助金の公募条件等は、本年2月中旬に公開される見込みです。

詳しくは、

○ミラサポ(中小企業庁の委託事業) HP : <https://www.mirasapo.jp/>

○徳島県よろず支援拠点 HP : <https://www.our-think.or.jp/?p=288182>

または、お近くの商工会議所・商工会で相談・申請書作成支援等が受けられます。

(大寺)

3月の税務

- | | |
|--|---|
| 1 27年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
納期限…3月15日 | 10 個人事業者の27年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日 |
| 2 所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日 | 11 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…3月31日 |
| 3 27年分所得税の総収入金額報告書の提出 提出期限…3月15日 | 12 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(27年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日 |
| 4 確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日 | 13 法人・個人事業者(27年12月分及び28年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…3月31日 |
| 5 個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日(1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内) | 14 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…3月31日 |
| 6 27年分贈与税の申告 申告期間…2月1日から3月15日まで | 15 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限…3月31日 |
| 7 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
申告期限…3月15日 | 16 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日 |
| 8 国外財産調査書の提出…3月15日 | |
| 9 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月10日 | |

【凝縮版】平成28年度労働・社会保険関係改正予定(動向)

☆2月9日開催・さくら合同事務所研修会より【H28/2/9現在】☆



I. 労働関係法令等

1. 雇用保険

(1) 雇用保険料率引下げ【H28/4】

①(一般事業・失業等給付)⇒ 8/1,000(労働者・事業主1/2按分)

②(一般事業・二事業)⇒ 3/1,000(事業主)

(2) 就職促進給付の拡充【H29/1】

① 再就職手当給付率引上げ

(3) 介護休業給付支給額引上げ

40% ⇒ 67%【H28/8】

② 広域求職活動費要件緩和・新設

(4) 高年齢者の雇用保険適用の見直し【H29/1】

【現状】65歳以降の新規雇用…適用除外 ⇒ 【H29/1】65歳以降の新規雇用…適用

2. 障害者雇用促進法【H28/4】

① 差別禁止 ② 合理的配慮の提供義務

3. 障害者雇用納付金制度・101~200人事業所申告必要・H27年度分 ⇒ H28/4/1~5/16

4. 妊娠した労働者等の就業環境整備(マタハラ防止措置義務付け)【H29/1】

5. 女性活躍推進法・労働者数301人以上企業 ⇒ 義務付け【H28/4】

II. 社会保険関係

1. 保険料率

① 健康保険料率 ⇒ 10.18%(0.08%↑)【H28/3月分・4月納付分より】

② 介護保険料率 ⇒ 1.58%(変更なし)

③ 厚生年金保険料 ⇒ 17.828%(H29/9より18.182%)

2. 社会保険改正

(1) 健康保険標準報酬月額・等級追加【H28/4】【現状】全47等級 ⇒ 【H28年度】全50等級(1,390千円)

(2) 標準賞与額 上限額変更 5,400千円 ⇒ 5,730千円【H28/4】

(3) 傷病手当金・出産手当金支給額(1日当たり)変更【H28/4】

【現状】直近の月の標準報酬月額×1/30×2/3

【H28年度】直近1年間の標準報酬月額の平均額×1/30×2/3

(4) 被扶養者要件…「兄弟」も生計維持のみ(同居要件撤廃)【H28/10】

3. 短時間労働者の社会保険適用拡大【H28/10】

(1) 適用要件

① 所定労働時間20H/週 ② 賃金月額8.8万円以上 ③ 勤務期間1年以上 ④ 501人以上の事業所

※ 学生適用除外

4. 厚生年金保険適用促進策

未加入事業所約79万か所・未加入者約200万人(H27/12) ⇒ 適用強化

(竹内政代)

会計制度

●●● 原価計算と管理会計について① ~機会原価②~ ●●●

今回は、前回は引き続き機会原価を解説します。

前回の解説で、機会原価を考える際にはその範囲と金額の計算が問題となる旨を解説しました。今回は、日常の具体例を参考にもう少し詳細に検討してみます。

(具体例)

ある会社員が、出張先から帰社するとき、タクシーで帰るか電車で帰るか迷っています。かかる時間と金額は右の通りです。

	かかる時間	金額
タクシー	20分	2,000円
電車	60分	500円

この場合、単純に考えると電車のほうが時間はかかるものの安く帰れるので、電車のほうが有利のように思えます。しかし、タクシーで帰ると電車と比べて40分早く帰れるので、その時間を仕事に充てることができるでしょう。仮に、この会社員が60分で3,000円稼ぐことができるのであれば、40分では3,000円×40分÷60分=2,000円がタクシー利用時に稼げるはずだった利益となります。この利益は、電車利用時には得ることができない利益すなわち機会原価となるため、電車利用時の原価に含めて検討する必要があります。

	かかる時間	金額	機会原価	合計
タクシー	20分	2,000円	0円	2,000円
電車	60分	500円	2,000円	2,500円

結果として、タクシー利用のほうが有利という結論になりました。

上記例示で分かる通り、機会原価を考える際には、直接的に把握することができない「時間」にかかるコストや利益を検討することが重要です。まさに「時は金なり」というわけです。

機会原価の考え方は、会社の管理のみならず、一般生活にも色々と応用できることがあるので、ぜひ参考にして下さい。

(孝志洋)

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
有期事業概算保険料延納額<4月~7月分>の納付(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

リスクマネ委員会

〇〇〇 リスク管理体制の構築 〇〇〇

中小企業などにおいては、経営トップのリスク管理に対する認識そのものがまだ甘いといわざるを得ません。不測の事態に備えるリスク管理では経営者のリーダーシップが重視されます。

社外では、為替の変動、脅迫や誘拐といった犯罪、株主代表訴訟、PL(製造物責任)訴訟などに対応しなければなりません。また、社内にはセクハラ、労災、背任、横領、インサイダー取引などのリスクがあります。

こうしたリスクを回避あるいは最小化するためには、迅速な意思決定と事前の緊急対応体制の整備が必要不可欠です。また、マスコミ対応に失敗し、リスクを拡大してしまうことのないような体制を整備することも重要なポイントです。

リスク管理体制の構築に向けて、緊急事態発生時はもとより、平常時においても、

- リスクの抽出・特定
- リスクの評価・対策
- リスク教育
- リスクの管理・連絡体制

などの緊急事態発生を予測・予防するリスクマネジメントを一層強化していく必要があります。

(さくらビジネス)

資産税係

〇〇〇 契約者変更情報も税務署が把握! 〇〇〇

現在、各生命保険会社からは次のような場合に支払調書が税務署に提出されています。

- ・1回の支払金額が100万円を超える死亡保険金、満期保険金、解約返戻金等が支払われた場合
- ・同一人に対して年間に20万円を超える年金給付金が支払われた場合

このように、現在は、原則的に保険金が「支払われた」場合に支払調書を提出していますので、契約者変更をしても変更内容について保険会社等から税務署へ報告されることはありませんでした。

たとえば夫から妻に契約者を変更した後に、満期保険金を妻が受取った場合、本来は変更前の契約者である夫が支払った保険料に対応する受取金は、贈与税の課税対象となります。しかし、現在の支払調書は支払時点での契約内容で作成されるため、契約途中で名義変更があったことを税務署が把握できず贈与税の課税漏れが生じていました。

そこで、贈与税や相続税の課税漏れを防ぐため、平成30年1月1日以後に生命保険契約等について契約者変更が行われた場合、保険会社等に提出を義務付ける新たな法定調書制度が整備されることになりました。

調書の提出が義務付けられるのは、次の2つのケースで、記載事項はそれぞれ次のとおりです。

1. 死亡による契約者変更があった場合

死亡による契約者変更情報および解約返戻金相当額等を記載した調書を税務署長に提出しなければならない。

2. 1以外の契約者変更があった場合

保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとする。

また、生命保険会社は、平成28年1月支払分の調書から、保険金や年金の受取人のマイナンバーを記載する必要があります。今後、マイナンバー入りの支払調書と申告書のひもづけがされ、税務署による申告もれの指摘が増えそうです。

(坂田)

建設係

〇〇〇 建退共にもマイナンバー 〇〇〇

平成28年1月から「マイナンバー制度」施行に伴い、建退共制度においても「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり退職金を請求される方すべてに、マイナンバー及び本人確認のため下記の書類の提出を求められます。

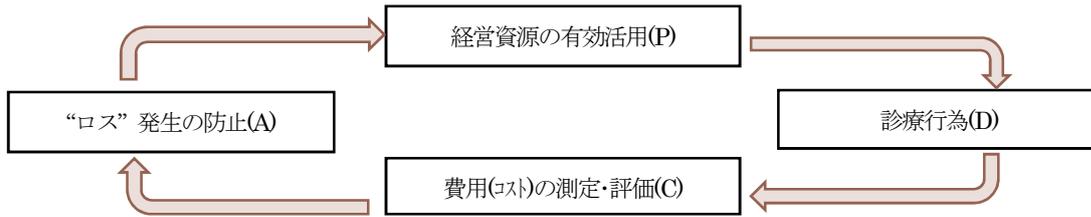
1. 個人番号カード(表面と裏面の写し)
2. 通知カード又は住民票(番号付き)等
3. 運転免許証又はパスポート等

被共済者本人が死亡され遺族が請求する場合も、死亡された本人に加え、請求人のマイナンバーの提出を求められます。(岸上)

医療係

●●○ 病院のコスト管理 ○●○

安定した医業経営を実現するためには、適切な「コスト管理」が欠かせません。適切なコスト管理を行うためには、マネジメントツールであるPDCA(計画:Plan、実行:Do、評価:Check、改善>Action)を活用し、改善効果を上げることも必要です(下図参照)。



コスト管理は、経営資源の管理でもあるのです。病医院の費用には、収益に直接関係する「直接コスト」と、間接的に関係する「間接コスト」があります。

直接コスト	医薬品や検査備品、診療行為などを行う医師や看護師などの人的役務、X線装置などの医療機器、ベッドなどの医療装置
間接コスト	電話代や水道光熱費、コピー代など

直接コストや間接コストは医業収益を獲得するために不可欠なものですが、なかには、未回収貸倒れや期限切れの医薬品在庫など、医業収益にマイナスをもたらすものもあります。また、コストは収益によって比例的に増減する「変動費」と、収益の増減とは関係なく一定に発生する「固定費」に区別する(下図参照)ことができます。

医療収入	変動費	変動費の代表例: 医療品費、医療消耗備品費、検査委託費など
	固定費	固定費の代表例: 職員給与など上記の変動費以外の費用
	当期利益	

病医院は医業収益を獲得するために、経営資源といわれる「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」「時間」を投入します。利益をより大きくするためには、適切な「コスト管理」で、費用を有効に投入することが重要です。コスト管理は、投入する費用を意識的・計画的にコントロールすることを意味します。

(後藤)

研修会を開催しました!

2016. 2. 9(火) at 徳島県教育会館



【講師の紹介】

- ・さくら社会保険労務士法人
社会保険労務士 竹内政代
- ・さくら税理士法人
公認会計士・税理士 大寺健司

ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同心より
お待ちしております。

四国税理士会・徳島商工会議所 勤続10年表彰

昨年6月に四国税理士会、12月に商工会議所より永年勤続10年表彰をいただきありがとうございました。これも先生を初めとする事務所の皆様、顧問先の皆様、家族の支えあってのことだと思います。今後も20年・30年を目指して日々努力していきたいと思っております。これからもよろしくお願い致します。

さくら税理士法人 大竹良枝



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励などは中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181